

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業アドバイザー一等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 件名

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業アドバイザー一等業務委託

2 業務目的

体育館の環境改善については、学校施設長期保全計画に基づき、順次、再生整備工事を進めている中で、断熱化などを実施しているが、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況を踏まえると、体育館への空調設備の早期整備が必要となっている。

こうした状況下、令和7年8月には、川崎市民間活用調整委員会において、簡易検討結果に基づき、民間活用手法により実施する方向性で検討を進めることを確認するとともに、本市における民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づくサウンディング調査を実施した結果、事業への民間事業者参入の可能性が高いことを確認したことなどを踏まえ、民間活用の詳細検討の結果として、定性評価・定量評価の双方においてPFI手法による事業実施の優位性を確認したところである。

本業務支援委託は、PFI手法により事業実施するにあたり、必要な諸手続きに係る事業作成や川崎市教育委員会事務局民間活用事業者選定委員会の運営を支援するなど、川崎市立学校体育館空調設備整備等事業の円滑な推進に向けたアドバイザー業務及び事業実施時におけるモニタリング支援業務などを行うものである。

3 参加資格

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (2) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、令和7・8年度業務委託有資格事業者名簿の業種「調査・測定」に登録されている者
※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録申請している者と同等に扱う。
- (3) 過去10年間に国又は地方公共団体において、学校体育館空調設備又は学校体育館施設整備に係る支援業務委託等の履行が完了している者
- (4) 川崎市契約規則（昭和39年4月1日規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではない者
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者
- (6) 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

4 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和12年3月31日（日）まで

5 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 他

6 業務内容

(1) PFI導入アドバイザー業務委託（令和8年度）

ア 本事業に関する各種条件等精査

- (ア) 金融条件の調査等
- (イ) 既存施設、既存設備の条件整理、確認等
- (ウ) 必要に応じた現地調査の実施

イ 事業公募関連書類等作成支援

- (ア) 入札説明書の作成支援
- (イ) 要求水準書の作成支援
- (ウ) 落札者決定基準の作成支援
- (エ) 基本協定書（案）の作成支援
- (オ) 事業契約書（案）の作成支援
- (カ) 様式集の作成支援
- (キ) その他必要に応じた資料の作成支援

ウ 個別対話の実施支援

- (ア) 競争的対話の実施支援

エ 入札公告・事業公募に関する支援

- (ア) 事業公募スケジュール等検討及び進捗管理支援
- (イ) 現地見学会の企画・運営支援

オ 質疑応答、資格審査確認等に関する支援

- (ア) 入札説明書等に関する質問回答作成支援
- (イ) 資格審査に関する支援
- (ウ) 現地確認実施後の質問回答作成支援

カ 選定委員会運営支援

- (ア) 事業者選定委員会の設置支援
- (イ) 事業者選定委員会の開催・運営支援
- (ウ) 事業者選定委員会実務要領の作成支援
- (エ) 事業者選定委員会の資料（案）の作成支援

キ 事業者提案内容の整理等への支援

- (ア) 提案書の整理等への支援
- (イ) 提案内容の確認（要求水準の達成等）

- ク 事業者選定・公表に関する支援
 - (ア) 選定結果公表書類の作成支援
- ケ 基本協定締結、契約協議・締結支援
 - (ア) 基本協定締結への支援
 - (イ) 契約協議に関する支援
 - (ウ) 契約締結に関する支援
- コ 事業進捗管理支援
 - (ア) 事業進行スケジュールの作成、管理、運営支援
 - (イ) 打合せ、会議等における議事録作成
- サ 令和9年度以降の設計・施工及び維持管理に関するモニタリング計画支援
 - (ア) SPCにおけるモニタリングへの評価支援
 - (イ) 各業務段階におけるモニタリング検査項目等作成支援
 - (ウ) モニタリング計画書作成支援

(2) PFI 事業モニタリング支援業務（令和9年度から令和11年度まで）

- ア 年間計画、行程に関する精査
 - (ア) 契約に基づく各種事業計画の内容等の精査
 - (イ) 当該年度における施工対象校の計画・行程の検査支援
- イ モニタリングの仕組み構築支援
 - (ア) SPCにおけるモニタリングへの評価支援
 - (イ) 各業務段階におけるモニタリング検査項目等作成支援
 - (ウ) モニタリング計画書作成支援
- ウ 設計業務モニタリング支援
 - (ア) 設計に関する協議、調整等に関する支援
 - (イ) 設計段階における業務履行に関するモニタリング評価支援
- エ 施工業務モニタリング支援
 - (ア) 施工に関する協議、調整等に関する支援
 - (イ) 施工段階における業務履行に関するモニタリング評価支援
- オ 維持管業務モニタリング支援
 - (ア) 維持管理に関する協議、調整等に関する支援
 - (イ) 維持管理における業務履行に関するモニタリング評価支援
- カ 財務モニタリング支援
- キ 直接協定の締結支援（銀行と直接協定を行う場合）
- ク 事業進捗管理支援
 - (ア) 事業進行スケジュールの作成、管理、運営支援
 - (イ) 打合せ、会議等における議事録作成

本プロポーザルでは提案書による選定を行い、業務の実施体制及び実施方針・手法のほか、課題に対する理解力や解決策、実現性等について評価を行う。

(1) 実施体制及び実施方針・手法について

(2) 設計施工、維持管理及び財務モニタリングの仕組みの構築について

8 業務規模

本業務の業務規模は、各年度下記の金額（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。なお、見積金額が事業規模（予算概算額）を超える場合は失格とします。

令和8年度 : 30,977,000 円

令和9年度 : 15,842,000 円

令和10年度 : 11,931,000 円

令和11年度 : 11,931,000 円

総 額 : 70,681,000 円